

【記入例】 H29.6.30以前に3年の経験がある方

足場の組立て等作業主任者技能講習 受講資格証明書

受講者氏名	(例) 建設 太郎		
生年月日	和暦	平成	1 年 4 月 1 日 (36 歳)
受講資格 全科目 受講者	(1) 足場の組立て、解体又は変更に関する作業に 3年以上従事した経験 を有する者		
	(2) 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有する者		
	(3) その他厚生労働大臣が定める者		
	(注1) 上記の経験には満18歳未満の期間は入りません。(年少者労働基準規則第8条)		
	(注2) 受講資格確認のため、経験年数を必ず記入すること。		
	(注3) 平成29年7月1日より「足場特別教育」を取得していないと足場の組立て作業はできません。「足場特別教育」修了証の写しが必要です。 ※平成29年6月30日以前に必要な経験年数があれば、「足場特別教育」の写しは必要ありません。		
	(注4) 受講資格(2)の経験年数が2年以上で3年に満たない者は最終学歴を記入し、卒業証明書・修了証明書等の写しが必要です。		
(注) 受講資格証明書(本書)及びその資格を有する書面(修了証・卒業証明書等)の画像又はPDFをアップロードすること			
最終学歴			
	(注) 経験年数が3年以上ある者は記入する必要はありません。		
経験年数 (18歳以上の 経験3年以上)	ア)H29.6.30以前 の経験年数	H26年4月 ~ H29年6月 まで(㊦= 3年3ヶ月)	㊦と㊧の通算経験年数 3年3カ月
	※3年以上の経験のある者は下段の記入は必要なし		
	イ)H29.7.1以降 足場特別教育取得後 の経験年数	~ まで(㊧= 年 ヶ月)	
		※足場特別教育修了証をアップロードすること	
事業主証明	上記の経験年数について相違ないことを証明します。		
	記載事項に虚偽等があった場合、法律に基づく処罰があっても異議申し立ては致しません。		
	事業場名	(例) 株式会社〇〇〇建設	
	事業主職名	(例) 代表取締役社長	
	事業主氏名	(例) 建設 一郎	
証明日:令和 7 年 12 月 1 日			
所在地(〒〇〇〇-××××)			
山形県〇〇〇市〇〇〇町〇丁目000-000			
電話番号:000-××××-××××			

(注意事項)

1. 事業主氏名の押印は「会社印」ではなく、事業主の代表印又は氏名印です。
2. 個人での申し込みで証明が必要な場合は、元請け又は各種団体の代表者印による証明でも確認します。
3. 事業主本人が受講証明する場合は、法人としての代表者として押印の場合は受付可能です。

【記入例】 ・H29.7.1以降に3年の経験がある方 ・足場特別教育を修了している方
 ※H29.7.1以降は足場特別教育の取得が必要です。取得していない方は受講できません。

足場の組立て等作業主任者技能講習 受講資格証明書

受講者氏名	(例) 建設 太郎		
生年月日	和暦	平成	1年4月1日 (36歳)
受講資格 全科目 受講者	(1) 足場の組立て、解体又は変更に関する作業に 3年以上従事した経験 を有する者		
	(2) 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有する者		
	(3) その他厚生労働大臣が定める者		
	(注1) 上記の経験には満18歳未満の期間は入りません。(年少者労働基準規則第8条)		
	(注2) 受講資格確認のため、経験年数を必ず記入すること。		
	(注3) 平成29年7月1日より「足場特別教育」を取得していないと足場の組立て作業はできません。「足場特別教育」修了証の写しが必要です。 ※平成29年6月30日以前に必要な経験年数があれば、「足場特別教育」の写しは必要ありません。		
	(注4) 受講資格(2)の経験年数が2年以上で3年に満たない者は最終学歴を記入し、卒業証明書・修了証明書等の写しが必要です。		
(注) 受講資格証明書(本書)及びその資格を有する書面(修了証・卒業証明書等)の画像又はPDFをアップロードすること			
最終学歴	(注) 経験年数が3年以上ある者は記入する必要はありません。		
経験年数 (18歳以上の 経験3年以上)	ア)H29.6.30以前の 経験年数	～	まで(㊦= 年 ヶ月)
	イ)H29.7.1以降 足場特別教育取得後の 経験年数	H29年8月	～ R7年12月 まで(㊧= 8年4ヶ月)
		※3年以上の経験のある者は下段の記入は必要なし	
		※足場特別教育修了証をアップロードすること	
事業主証明	上記の経験年数について相違ないことを証明します。		
	記載事項に虚偽等があった場合、法律に基づく処罰があっても異議申し立ては致しません。		
	事業場名	(例) 株式会社〇〇〇建設	
	事業主職名	(例) 代表取締役社長	
	事業主氏名	(例) 建設 一郎	
代表社印 印			
証明日: 令和 7 年 12 月 1 日			
所在地 (〒〇〇〇-××××)			
山形県〇〇〇市〇〇〇町〇丁目000-000			
電話番号: 000-××××-××××			

必ずアップロードをお願いします

(注意事項)

1. 事業主氏名の押印は「会社印」ではなく、事業主の代表印又は氏名印です。
2. 個人での申し込みで証明が必要な場合は、元請け又は各種団体の代表者印による証明でも確認します。
3. 事業主本人が受講証明する場合は、法人としての代表者として押印の場合は受付可能です。

【記入例】・H29.6.30以前と、H29.7.1以降 通算して3年経験がある方
・足場特別教育を修了している方
 ※H29.7.1以降は足場特別教育の取得が必要です。取得していない方は受講できません。

受講者氏名	(例) 建設 太郎		
生年月日	和暦	平成	1年4月1日 (36歳)
受講資格 全科目 受講者	(1) 足場の組立て、解体又は変更に関する作業に 3年以上従事した経験 を有する者		
	(2) 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有する者		
	(3) その他厚生労働大臣が定める者		
	(注1) 上記の経験には満18歳未満の期間は入りません。(年少者労働基準規則第8条)		
	(注2) 受講資格確認のため、経験年数を必ず記入すること。		
	(注3) 平成29年7月1日より「足場特別教育」を取得していないと足場の組立て作業はできません。「足場特別教育」修了証の写しが必要です。 ※平成29年6月30日以前に必要な経験年数があれば、「足場特別教育」の写しは必要ありません。		
	(注4) 受講資格(2)の経験年数が2年以上で3年に満たない者は最終学歴を記入し、卒業証明書・修了証明書等の写しが必要です。		
(注) 受講資格証明書(本書)及びその資格を有する書面(修了証・卒業証明書等)の画像又はPDFをアップロードすること			
最終学歴	(注) 経験年数が3年以上ある者は記入する必要はありません。		
経験年数 (18歳以上の 経験3年以上)	ア)H29.6.30以前の経験年数	H28年6月 ~ H29年6月 まで(㊦= 1年1ヶ月)	㊦と㊧の通算経験年数 3年5ヵ月
	イ)H29.7.1以降足場特別教育取得後の経験年数	H29年8月 ~ R1年12月 まで(㊧= 2年4ヶ月)	
		※3年以上の経験のある者は下段の記入は必要なし	
		※足場特別教育修了証をアップロードすること	
事業主証明	上記の経験年数について相違ないことを証明します。		
	記載事項に虚偽等があった場合、法律に基づく処罰があっても異議申し立ては致しません。		
	事業場名	(例) 株式会社〇〇〇建設	
	事業主職名	(例) 代表取締役社長	
	事業主氏名	(例) 建設 一郎	
			
証明日: 令和 7 年 12 月 1 日			
所在地 (〒〇〇〇-××××)			
山形県〇〇〇市〇〇〇町〇丁目000-000			
電話番号: 000-××××-××××			

(注意事項)

1. 事業主氏名の押印は「会社印」ではなく、事業主の代表印又は氏名印です。
2. 個人での申し込みで証明が必要な場合は、元請け又は各種団体の代表者印による証明でも確認します。
3. 事業主本人が受講証明する場合は、法人としての代表者として押印の場合は受付可能です。